

第 6 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会 議員定数等検討小委員会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日 (月) 午後 2 時 4 分 ~ 午後 5 時 3 2 分

【場 所】 伊野町立公民館 3 階大会議室

【出席者】

小委員会委員

	伊野町	吾北村	本川村
議長	(欠席) 畑山博行	黒石 利武	和田 公靖
議会	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅
	土居 豊栄	筒井 幹夫	中平由美子
学識経験者	西川かず子	細川 治雄	曾我部義晴

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳
土居内淳一	天野 里香	北川 博章
森木 香帆	津野 加奈	

傍聴人 1 9 人 (うち報道関係者 1 人)

【 1 開会 午後 2 時 4 分】

事務局長：第 6 回議員定数等検討小委員会の開催を宣告。

【 2 委員長あいさつ】

黒石委員長：7日の会から、すぐの小委員会ということで、皆さま方には極めて御多忙のところお集まりいただき、極めて重要な問題をご協議いただくわけである。それぞれ地域の方のご意見やまたそれぞれご協議なさってくださっている事柄なども踏まえ、慎重にご審議いただき適切な方向性を見出していただきたく思う旨、お願い申し上げあいさつを終わる。

【 3 会議録署名委員の指名】

黒石委員長：会議録署名委員の指名を行う。

吾北村 細川治雄委員、本川村 伊東尚毅委員を指名。

【 4 議 題】

黒石委員長：本日の出席委員は、13名出席で、1名遅れる旨伺っている。小委員会設置規程第5条第2項の規定により委員会が成立していることを宣言。

また、同規程第5条第3項の規定により、委員会の会議の議長は、委員長が務めることになっている旨了承願う。

議長：前回の第5回小委員会では、小委員会として在任特例を適用するという意見集約ができた。本日は、残された検討項目である、在任特例の期間や在任後の議員定数などについてご協議いただき、今月26日の協議会には、小委員会として答申できるよう、意見集約を図って参りたいと考えているので、ご協力をよろしく願います。

議題に入る前に、事務局から、配布資料について説明を求める。

土居内計画班長：資料について説明

1 ページは、前回の小委員会でご説明させていただいたので割愛させていただく。

2 ページ、これまで開催された第5回までの小委員会が出されたご意見につき事務局の方でまとめてあるので、理由等について再度協議お願いしたい旨、申し述べ小委員会の意見集約欄、選定理由を読み上げる。

議長：在任期間の協議の前に、在任特例を適用する主な理由、また設置選挙を実施すべきという意見について事務局でまとめた選定理由でよろしいか、ご協議願う。

筒井幹夫：在任特例を適用する主な理由の で、「吾北村と本川村は人口が少ないものの面積は非常に広く」という文言が出ているが、単なる広いということだけで、どれぐらいの面積が熟知していない方もおられるかと思う。括弧書きでもして面積の広さを入れてほしいと思う。

土居内計画班長：全体の面積の中で、吾北がこれくらい本川がこれくらいというふうな記載ということでよいか。

西川かず子：私は当初から設置選挙をすべきであるということをお願いしてきたが、設置選挙を実施すべきという意見の中に、住民の声というものがおそらく小委員会の

中で吸い上げられていないということを私はずっと申し上げている。

これは書かれているが、区長連合会或いはもう一つの町民グループからも貴重な要望書が出されているが、全部無視をされている。特に委員会の構成自体も間違っていると、今更言うべきではないと言われるが、議員協議会の多数の意見が小委員会で反映されて、住民の声を聴き取るという手法が全然なされていない。特に設置選挙を実施すべきという意見の中へ、記載をしておいてほしいと思う。

そうしなければ、連合会の会長の要望書、これは伊野町にとっては非常に重要な要望書ではないかと思う。伊野町には132人の区長がおられるし、また先日視察研修もなさって、その結果を踏まえてこの要望書が届いているけれども、この小委員会では7日の会でも、議員協議会で決まったということで強行にこのようになされている。

こういうことは、今後住民のための合併なのかということも私は大変異議を申し立てておかなければならないので、今一度、「住民の声が全然聴き取られてなかったという意見があった」ということを付け加えておいてほしいと思う。

議長：設置選挙を実施すべきという意見の の方に「伊野町の住民グループや区長連合会から...」という文言も入れて、「要望書が出されており」という字句が入っている。それから小委員会で強行にというご発言であったが、先だつての7日の会で今日結論を出すべきか、次に延ばすべきかで意見が分かれて、一人一人にお聞きしたところ、一人を除き、今日結論を出した方が良いという結果が出たので、7日の会で方向性を見出したということであって、全く無視されたという会議の運営をしたとなれば私の重大な責任であるが、一生懸命皆さんの意見を聴いてきたという経過もご理解いただきたい。

浜田孝介：伊野町の議員協議会が、全く住民の意見を無視して一方的に決めてしまったというニュアンスのご発言であったと思うが、あえて誤解を避けるために申し上げておくが、議会の中では全部が全部そうだったわけではなく、いろいろ複数の意見があった。もちろん設置選挙をすべきという意見もあった、十分議論は戦わせた。ただ、議員協議会としては何らかの方向性を見出さなければいけないということで、議論を戦わせた結果、議員協議会は在任特例を適用しようと、こういうことになったわけで、全く住民の意見を無視したわけでは決してない。中には設置選挙を最後まで厳しく叫んだ議員もあり、それはそれなりに反映をしたのだけれども、結果として代議員制の民主主義をとっておる議会としたら、その方向性を見出すとなると今のルールでは多数決のルールによるので、そういう結果になったということで、誤解を避けるために一言申し上げておきたいと思う。

議長：僭越ではあるが、一つ提案がある。在任特例を適用する主な理由を4項目並べてあるが、 については、吾北村、本川村の主な理由が入っていると思う。また については、3町村共通の理由というふうに受け止めて、この順序を と並び替えて列記してはどうかという案があるがどうか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、並べ替えの件を事務局にお願いする。

続いて、在任期間について協議を行う。前回の小委員会では、在任期間を平成18年4月末とする意見と平成18年5月末とする意見があったが、各町村に持ち帰って協議されているようなので、在任期間とその理由について、各町村から報告をお

願います。まず、伊野町から願います。

井上敏雄（伊野町）：11月14日に20名中2名欠席のもとで議員協議会が行われ、在任特例期間の行使期日は、平成18年5月31日と決定した。全員異議なしという結果になっている。

議長（吾北村）：続きまして吾北村から報告をする。吾北村では、11月14日にそれぞれ議員は地元の意見などもお聞きしてこれらを集約したうえでの議員協議会を開催した。その中で協議されたことは平成18年5月31日という方向性を見出すことができた。その理由としては、今後新町における多くの協議事項、決定事項が山ほどある。それらを見て、今後のそれぞれの町村の振興計画や或いは新町の振興計画などを新町の行政として、どのように計られていくのかについては、当初予算2回は審議したいという思いから3月を越えるというのが主な理由である。

議長：引き続き本川村からご報告をお願いします。

和田公靖（本川村）：11月7日にも報告させていただいたが、10月30日に協議会を開催して、1年7ヶ月つまり平成18年4月30日ということで決定を見ている。理由については、今日の資料の中にある主な理由といったことがほとんど当てはまる。

議長：それでは、先ほどのご報告も踏まえて、協議を行っていく。

在任期間についてのご発言をお願いします。

川村茂：2回の当初予算ということなので、なるべく速やかにということなら4月が適当ではないかと思う。

議長：4月末という話も出たが、今後、若い世代の議員にも頑張ってもらいたいという思いから、選挙の時期も考えた時、4月末の任期は多忙ではないだろうかということから5月末ということになった。

川村茂：誰が出るかはわからないが、合併をなぜするかということを議論する中では、財源もせっぱ詰まっている関係もあるし、一応定例会が終わって4月が適当でないかと考える。

議長：伊野町、吾北村からは5月31日という案が出された。本川村からは4月30日がいいという案が出されたが、どのように調整するか諮る。

私的な考えとしては、月の中日より月末の方が混乱はないと考える。

議長：午後2時34分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後2時44分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

和田公靖：伊野町、吾北村との約1ヶ月の意見の相違につき、本川村の5名の代表委員で協議したところ、5月31日ということで全員了解を得たのでご報告する。

議長：平成18年5月31日という大部分の意見と、合併後50日以内というご意見の2案出ていることにつき、取扱いを諮る。

私は、大方の意見としては平成18年5月31日という意見が大多数を占めていると解釈しており、極力採決はしたくないというのが基本姿勢である。

平成18年5月31日という意見が委員の大多数の意見であるという認識でご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、大多数の者が平成18年5月31日までを在任期間とするということに決定することにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、平成18年5月31日と決定し、答申することとする。

細川治雄：少数意見として50日ということを出す必要はないか問う。

議長：少数意見の取扱いについては、一般的に2名以上がおれば少数意見という取扱いになるという規定もあるが、少数意見を出すよりも大多数が18年の5月31日とするという答申でいきたいと考えている。

土居内計画班長：設置選挙を実施すべき意見というところで、設置選挙は50日以内ということなので、そこでご意見のところを書いてあるので、下の段については在任という結論が出た後の在任の期間についての理由を書かさせていただいているので、そういった意味ではここで改めて再度50日以内の意見を合わせて書いても、前段で書いたことと重複するようなまとめ方になるというふうに思う。

議長：在任特例終了後の一般選挙におきます議員定数についてを議題とし、協議する。
伊野町から、議員定数とその理由につきましてご報告をお願いする。

井上敏雄（伊野町）：いくつもの意見をまとめると、在任特例を行使してなお定数上限の26人で結論づけることには、合併の本来の趣旨目的と議会議員の倫理性を問われる観点から20人にすべきという意見もたくさん出されたとし、一方では面積的な配慮から26人を持ってスタートし、併せて住民の利益向上の面からもその定数を新町議会で議論を深め、必要とすれば削減する方向でいくべきでないかという意見が出され、18名から26名までの意見が出された。1回目の採決では、20人が17人中6人、24人が17人中6人ということで、上位2案が同数であったので、採決を諮ったところ20人ということに伊野町議会は決定をした。

参考までに申し上げますと、1町2村で平成15年4月1日の人口で29,086人となり、議員一人当たり1,454.3人ということになる。

議長（吾北村）：続きまして吾北村から報告をする。吾北村でのそれぞれの方々にお聞きして協議した方向性を発表する。協議会に答申して、新町の条例に人数を書き込まなければならないということで、人数の答申をするのが、この小委員会の一つの責務でもある。その後在任特例であれば何回かの議会は当然開かれる。それらを含め、新町としての何回かの議会の中で新たな条例も設置されるであろうことから、今回の合併協議会に対する思いとしては、議員定数は26名という方向性を見ている。

議長：引き続き本川村からご報告をお願いする。

和田公靖（本川村）：これも同じく、10月30日の日に決定し、ご報告したとおりだが、面積的にも広くなるし、本川から見れば、1人か2人の当選といったことになろうと思う。その中で、面積のことも考慮したうえで多くの方に見ていただくということで26名で決定をみている。

議長：ただ今のそれぞれの報告を受けて、在任特例終了後の議会議員の定数について、皆さまのご意見を伺う。

浜田孝介：議員定数については、伊野町の場合法定定数26名を20名に、吾北村の場合14名を12名に、本川村の場合12名を10名にしているということで、すでに現3町村とも法律に定められた定数よりも少ない方向に努力しながら施行してい

っているわけである。合併というのはいろいろあるが、要するに効率化を図っていかうということだから、その流れや思想を継続していくべきじゃないかというふうに思う。

そうかといって、26名を20名というやり方に全部沿わすかということ、それも若干問題があるんじゃないかということで、私は伊野町の中でも主張したが3町村をトータルして法定定数が52名、それに対して現在の議員が41名であるので、21%くらいの定数減になってきて、努力をしているわけである。その削減率を使うならば、26名の新しい法定定数に対しては20（いくら）ということになるんじゃないかと思う。

従って、それまでは在任特例を使って1年数ヶ月やってくるわけなので、合併の精神を尊重しながら、その後については今までの流れを踏襲して20名の定員で選挙をして議員を選ぶというのが妥当じゃないかというふうに思っている。

筒井幹夫：在任特例を使って1年8ヶ月間ということであるし、次の18年5月の選挙で定員をいくりにするということになるが、それこそ合併は初めての体験でどういう町になるのかというような不安感もあるだろうし、また議員としての責務というものが果たせるかなという、心配もつきまってくるということになるかと思う。新町の条例は26人としておいて、流れの中で多いということであれば、在任期間中に定数削減もできる案件ではないかと思う。それも方策の一つと考え、26人を提案。

議長：合併の趣旨その他において、今までの自治体の流れをくみ取り、最初から少ない人数で行った方が良くというご意見と、また、今後の新町の議会として何回も開かれるわけであるので、今後どれだけお互いを知り合うことができるかということ踏まえて、その後の議会で議員定数の条例案を出して削減しても良いのではないかと2つのご意見であったと思う。

筒井委員は、過去吾北村の議会において議員定数削減の動議を出したご本人で、みごとに動議が議会を通過して通ったこともあるわけで、そういう努力も当然やっている。

私的な面でも伊野町、本川村のことについても一生懸命勉強しているがわからない状況である。今後それぞれの議員に当然責任が出てくるわけである。それをどう持っていくか、26人が十分わかって多いという時代もくるかもわからない。

今回、我々小委員会は、何人という答申を出さなければいけないが、20人と26人という案の他にご意見はないか問う。

西川かず子：ご意見は参考にはなるが、私的な発言は慎んでいただきたい。

私は住民の代表として、設置選挙が望ましいと、そして設置選挙をした場合は小選挙区制を敷いてあげて、吾北村も十分議員活動ができる定数を、吾北村もその通りと、伊野はできるだけ辛抱してあげようということを当初からずっと6回にわたり言い続けてきたが、これが通らないということであれば、この人数ということになると、合併の趣旨、目的というものが、住民に全然理解をいただけないと思う。事務の合理化、人件費の削減、地方の再生ということでこれを行っている。私は住民が喜ぶ合併にならない方向付けは、小委員会でもしたくないと思っている。

私は、合併の協議会の会長に「すぐ更迭をしてください、少数意見の住民の代表の意見が1回も通らない。即刻首にしてください。」と言ったが、更迭はできないと言われるが、私は一生懸命発言しているので、自ら委嘱状を返還しないけれども、

更迭は大いに受けない。こんな気持ちでいっぱいである。委員長は、自分の主張を通しすぎないようにしていただきたい。

議長：大変、失礼しました。委員長は全体をまとめる役であって、自分の意見を出してはならないということのご忠告は、十分お受けする。

先日、試算をした26名の議員の報酬を仮に伊野町の報酬に合わせた場合い生じる5,800万円の予算や議場の改修費、逆に設置選挙をするのであれば選挙費用がいくらかかるのか、そういったことからそれぞれの費用が高いのか安いのか妥当なのか、といったことの議論も含め皆さまのご発言をお願いする。

筒井幹夫：26名と決めておいて、在任期間中に定数削減案を提案するという、先ほどの、私の案が可能か否か、事務局にお尋ねする。

本山事務局長：平成16年10月1日の専決条例としては、小委員会で決められた定数、仮に26名ということになれば、26で専決処分をし告示をすることになる。その後の18年の5月末日までの議会において、その条例改正案を議題として審議をすることは可能であろうと思う。しかしながら、現在までの協議を進めてきている中で、住民がどのように考えるかは若干問題があると思う。決めるべきものは決めておくことの方が、住民に対するサービスになるんじゃないかというふうに考える。

井上敏雄：須崎、中土佐町の合併では、36,646名ということで22名で決定と言うことで新聞報道もあったが、これを人口で割ると議員一人当たり1,665.73人となる。先ほど申した新しいの町で20名とした場合には1,454人ということなので、20名が妥当でないかと考える。

議長：午後3時7分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時21分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：在任特例後の議員数を何人とするかということについて、20人と26人という案が出されているが、議員以外の学識経験者としての委員の方のご意見もお伺いしたい。

細川治雄：在任特例の理由からしても、基本的には従来から26人という思いがあったが、伊野町議会から出された結論等も合わせて考える時、どこかに調整の人数をおかなければいけないというのが、今の正直な思いである。

お金の話も従前出たが、私は財源削減だけということではなく、やはり住民の心の部分も斟酌すべきということを従来から主張してきた。しかし、本日結論を出さねばならないということになれば、26名にこだわらずに調整するところを見出さねばならないのではないかという気がしている。これには吾北、本川の住民の思いもあるけれども、伊野の経過も十分にお聞きして、その意見等についても熟知はしたうえで、どこかで調整をすべきであると思う。

この会で決定ができないということで、例えば協議会で決めてもらうとか、或いはまた中土佐方式で首長に決めてもらうとか、いろいろな選択肢はあろうかと思うが、いずれにしてもできればこの小委員会でこの定数がベターであると、そのためにはどういう理由があるということ位置づけたらよいのではないと思う。

曾我部義晴：議会議員としての経験もない、従って支持者もいない住民代表で、電話がかかってくる時は、町名も決まった、振興計画に近い計画書もできあがっているが

何をしているかということである。

私は市町村合併特例法の第6条の在任期間を適用してやっていただきたいということを以前にも申し上げた。その任期は1年ちょっとでいいんじゃないかという考え方もしており、1年8ヶ月というのはちょっと長いんじゃないかという感じもしていた。在任特例終了後の議員定数については、自治法では26人以内ということになっているが、これは多いと思われる。在任期間中に議会議員が十分に議員としての使命を果たしてもらいたいし、そういうことにおいて新しい町の土地勘、識勘そういうことも十分に把握していただき、全般的に目を広げていただいて、新しい町会議員としての役目を十分に果たしてもらいたいと思う。それがためには、定数26人というのはちょっと多いんじゃないかと思う。私は、24名以内にはしてもらいたいという考えを持っている。

合併協議会の中で先進地視察研修もさせていただいた時もそこでは26名が多いので22名で設置選挙をやるんだというふうにはっきり申されていた。その時は、私も合併についての認識も少なかったが、いろいろと勉強させていただく中で市町村合併特例法も十分に読み、その趣旨たるは何かということも勉強すべきだということで勉強もしているが、在任特例を使った場合は、24名以内くらいにはしてもらいたいという考えを持っている。

西川かず子：吾北村、本川村の学識経験者の方のご意見があったが、今の世相を見た時に議員さんの皆さんが襟を正していただいて、範になるような合併の船出をしてほしいというのが本当の気持ちであるが、こういう組織になっていたので、始めから終わりまで私の気持ちは言い通したが、特例はとり、26名の定員でということであれば、これは住民に申し訳ない数字ではないかと思う。

やはり、合併して良かったと、今の世論を見た時に、若者が泣くような合併はすべきでないと思う。そういう意味からも、設置選挙賛成、20名賛成ということで私の理論を終わる。

議長：住民代表のご3方は、なんらかの協議の場を別に求める、24名以下、20名が適当というような貴重なご発言があった。住民代表の委員の方のご意見を尊重しながら、それぞれの住民に理解を求めるような議論を尽くす場にしていきたい。先ほど細川委員から、26名にこだわらずに調整の必要がありはしないかという発言もあったが、この小委員会で様々な意見があり議論したということも含めて誰かに持っていくという方法もあるので、極力この場で多くの発言をお願いしたいので、皆さまの忌憚ないご意見をお願いする。他にご意見はないか問う。

浜田孝介：いろいろこの場で議論をして、誰かに持っていくということは、いかにも当事者能力を放棄するというような話なので、私はそれには賛成できない。議論をして、小委員会ではこうであるということをもとめていくのが小委員会のあるべき姿であるというふうにもまず思う。

個人的にも、20名程度が妥当じゃないかというふうにも先ほども申し上げたが、とりあえず26名で決めておいて、後何回か開催される議会で様子を見てという意見も反対である。なぜならば、この議員定数等検討小委員会というのは、協議会で委員に委嘱された時にも申し上げたが、やはりこういう構成であれば議員の論理が先立つという警鐘は投げかけた。しかし、決まったことはルールに従ってやらなければならないと思うが、これをとりあえず26名に条例を作っておいて、何回か開催

される議会で決めようというのは、まさに議員の論理がまた反映されるということ
を非常に危惧するわけで、やはり当事者能力を持ってここで決めると、とりあえず
決めておいて後でどうこうというのは本来とるべき姿ではないというふうに思う。
この点を強く主張しておきたい。

議長：午後3時40分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時44分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：休会中に各町村での話し合いの場を持つ旨了解を得、午後3時44分に、暫時休
憩する旨宣告

議長：午後4時32分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：小休中にいろいろ協議したが、一本化はなかなか難しい思いもしたが、その後、
協議の中でいろいろご検討され、またこの会で皆さまの意見も聴き、また住民の意
向やその他も大いに聞きおよび、大いに参考にしながらのご意見が出てきておるこ
とと思う。休憩中のことも含め、発言をお伺いし、大いに議論をしたいと思う。

西川かず子：休憩中に話しても結論も出ないということであれば、いつまでたっても並
行線であるので、26日の協議会に、複数案で全体の委員にお諮りし協議していた
だいたらどうだろう。

浜田孝介：私が委員会でちゃんと決めなければいけないと主張したのは、他の適当など
ころで調整してもらってというお話だったので、それはいけないということである。
議論した結果、どうしても一つにまとまらなかったら、それはこの小委員会のそれ
が結論なのであるから、我々は最終議決機関ではないので、やむを得ず複数の案に
なったら、協議会にこういうことであったという報告をすべきでないかと思う。そ
ういう意味で、西川委員と私は基本的に同じ取扱いでいいと思う。

議長：結論を見いだせない場合、協議会に複数案でというご意見であったが、複数の案
につき理由も含めて再度ご意見を伺いたい。

西川かず子：20名。

細川治雄：事務局にご教示していただき判断したい部分がある。高知県下の議員一人当
たりの有権者数について、それぞれの市町村の平均がわかっておればお示し願いた
い。

本山事務局長：おおざっぱな数字になるが、高知市や南国市などの大きなところを除き、
その他の似通った町村を見ると、議員一人当たりに対する住民人口は1,200~
1,300人というところが平均的なところである。

曾我部義晴：先ほど24名以内ということを上上げたが、地方自治法第91条に「人
口5万未満の市及び人口2万以上の町村は26人」ということになっているが、合
併をした場合、29,086人ということをお案して24名以内に留めるべきでは
なからうかという自分なりの考えである。

細川治雄：今伺った県下の平均的なところが1,200~1,300人という話であっ
た。29,086人を1,200近辺ということになると、24名で1,211人
ということになる。従って、県下の平均的な町村ということから見るとそこら辺り
を事例参考という意味合いを含めて24名以内ということ意見で述べる。

議長：繰り返しにしろと思うが、3町村からそれぞれに再度ご意見をお願いします。

井上敏雄：伊野町としては、20人が適切ということである。土佐山田、香北、物部の合併協議会では30,520人で25人ということなので、これから言っても妥当ではないかと思う。

和田公靖：本川村は、先ほど申したとおり26人ということなので、今出席しているものだけの組み替えはできないと思うが、全体会の中での結論であれば、持ち帰り協議ができると思う。

筒井鷹雄：吾北の議員協議会では26人が適当であるというような結論を出していたところであるが、世論からしても、現状の動向からしても26人というのはちょっと多すぎるのではないかということで、学識経験者として細川氏の方から24名以下ということのご発言があったが、私個人としてはそのような考えをもっている。

議長：吾北村では、住民や議員、合併推進委員会のご意見も多く聴きながら26人という方向性を見ていたが、20名、24名以内、26名というようなそれぞれのお考えが発表された。これをこの小委員会で26日までに再度会議を開くということは不可能ではないが、開いたとしても意見の一致を見れるかどうかについては、難しいと考える。従って、今出ている意見について合併協議会にこういう意見も添えて上げてはどうかというご意見もいただいているが、この取扱いについて皆さまのご意見をお伺いする。

井上敏雄：採決はとらずに、この3案を合併協議会に持って行ってそこで採決を諮っていただきたい。

議長：複数の案を持って小委員会の意見として、協議会に決定いただくというご意見が出たが、他にご意見はないか問う。

委員：なしの声

議長：なしと認める。どういう案で提案するか事務局に問う。

本山事務局長：意見の一致がないので、調整案としては、定数においては合併協議会において決定するというようなことになると考えている。協議会の意見を尊重していただいて各議会におかれても、協議会で決定された事項を尊重して、各議会をそれに従わせていただくというように事務局としては受け取って、会長の方に報告することでよいか問う。

委員：了承

土居内計画班長：3つの案を併記するというような形でまとめさせていただくというように考えている。まとめ方については時間的な都合もあり全員の皆さんにお諮りすることは無理であろうと思うので、正副委員長と協議をさせていただきまとめをさせていただきたいというふうに考えている。

吾北村の方から24名以下というご意見があったが、それは吾北村として24名以下というような受け止め方でよいか、個人としてなのか確認する。

筒井鷹雄：24名以下が妥当ではないかというのは、私の個人的な意見であって、吾北村の議員協議会では26名。

土居内計画班長：了承する。まとめ方については、正副委員長と協議させていただきたいと考えているのでよろしく願います。

議長：20名、24名以内、26名という3案の確認と、各委員から極めて貴重なご発言もあり、これは住民の意思を尊重した発言であるということの含みも添えていた

だけるか事務局に問う。

土居内計画班長：了承

議長：小委員会であつた議論があつたが、小委員会としては結論を見出すのが困難であるので、在任特例後の委員の定数は、20名、24名以内、26名ということで、合併協議会に答申をし、お諮りいただきたいという方向が見えた。

議長：土居委員がお見えになつたので、午後4時52分に、暫時休憩する旨宣告
(休憩中、土居委員に経過説明)

議長：午後4時54分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：議員定数等検討小委員会における、在任特例終了後の一般選挙における議員定数は、20名、24名以内、26名という併記で合併協議会に答申をすることにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、本件は左様決定した。

続いて、在任特例終了後の一般選挙において選挙区を設置するかどうかについて、これは必ずしも小委員会は答申をする必要はないが、皆さまのご意見もお伺いしたい。この件についてはどのように取りはからうか問う。

和田公靖：この件についても同じく、本川村は10月30日の協議会において、合併後検討するという結論が出ているのでご報告する。

井上敏雄：伊野町としては、在任特例をとった後の選挙においては、全町1区で、小選挙区制は設けないという結論をしている。

議長(吾北村)：吾北村では選挙区については、新町での議会においてその後、決定をするということで意見の一致を見ている。

議長：選挙区については、どのように取り扱うか事務局に問う。

土居内計画班長：理由もそうであるが、在任期間中に選挙区を設けるのかどうか検討するというご意見と、選挙区を設けないというご意見があつたので、どちらをとられるのかということを決めていただくということになる。もし決めることができないということであれば、両論併記にするとかということになると思うが、もう少し協議をしていただきたいと思う。

議長：両論併記なのか、今日ここで方向性を見出すのか、議論してほしいということであるので、皆さまのご意見はないか問う。

浜田孝介：伊野町は報告したように、選挙区は設けないということであるが、個人的にも在任特例を1年8ヶ月とって、その後の選挙については、選挙区を設ける必要はないと思う。

それは、仮に選挙区を設けるとしても、法的に特例での選挙区制ということはないわけで、公職選挙法に則った選挙区を設けるかどうかということになるわけである。そうすると、原則として人口に比例するのがこの公職選挙法の選挙区の趣旨であるので、在任特例を使った後については選挙区を設けるということは、妥当性を欠くのではないかとということで、全町1区ということになるべきだと考えている。

議長：在任特例使用後の小選挙区というのは、法に違反するのか事務局に問う。

土居内計画班長：選挙区については、合併という特別な事情がある場合においては、在

任特例を使っても使わなくても、選挙区を設定することは可能であるということは、何度かご説明をさせていただいているところである。

議長：他にご意見はないか問う。

曾我部義晴：2月28日にも申し上げたが、小選挙区制は設けないでほしい。一つの選挙区として対等な立場で選挙に臨んでいただきたい。

西川かず子：曾我部委員と同意見である。繰り返し言う必要はないが、設置選挙をする場合には、小選挙区制を十分お取りいただくということが委員としての一貫した意見である。

こうした在任特例をとると、なおかつ長期間をとるということになると、おそらく住民も全町1区選挙をやるべきであるというふうに考え、選挙区は絶対設ける必要はないという考えである。

議長：合併後に選挙区を設けるかどうかを検討するというご意見と、在任特例終了後は選挙区は設ける必要はないというご意見とであるが、これも両論併記の答申という方向になるとすればご異議ないか。

浜田孝介：その前に、先ほど事務局から法的に選挙区は設けることはできるというご回答があったが、公職選挙法を見ると確かにそうなっているが、設ける場合には特別の事情がある時は設けることができると、その特別の事情がある時は概ね人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることができるとなっているもので、法的にできないわけではないが、あくまでも人口を基準にして設けるということであるので、どういう選挙区を想定されているのかわからないが、この辺は十分理解しておいた方がいいんじゃないかということであえて申し上げておく。

議長：午後5時4分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後5時13分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

川村茂：縷々ほぼ決まりつつあるわけであるが、在任期間については大まかその方向でいき、定数においては折衷案は出ているが親会の方でということで、まだ決定を見ていない。そういう意味からしても小選挙区は必要であると私は思っている。

議長：必ずしも明確な答申は出す必要はないが、この問題は両論併記という形で答申をしたいと思うがご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、この件については両論併記としたいと思う。

他に協議する件はないか問う。

浜田孝介：今結論づける必要性はほとんどないと思うが、今までの流れで設置選挙はしないと、在任特例を活用して1年8ヶ月特例を適用するという流れになっているわけであるが、そうした場合の報酬について、ここで決める必要はないがあえて主張させていただきたい。

報酬については一つの町の議員は一本の報酬というのが通常の姿だと思うが、今回の場合は、選挙をするわけでなしにそのまま在任特例を使っていくということなので、従来それぞれの町村の報酬を適用すべきだという観点で対処するのが妥当な考え方だというふうに私は考えるので強く主張しておく。

井上敏雄：報酬についても11月14日の議員協議会の中での各議員の意見もあるので

ご報告する。

今の浜田委員の意見もそうであるし、議員の歳費は、極力減額の方向で結論をすべきであるという意見、報酬等審議会の審議内容等を判断し、意見の陳述は別にして最終的には新町議会で結論すべき案件ではないかという意見、合併する他自治体の考えもあるので単独の意見先行は避け、十分議論をされることを望むという意見、広く人材を求め活動する土壌条件を考え妥当歳費を求めるという意見、これについては若い議員を養成する意味から歳費を上げるということである。

今、報酬の話が出たので、先日話し合われたことを報告する。

筒井幹夫：報酬については、私は今の意見の中にもあったように、今までの例を見てもそれぞれの報酬等審議会を経て、長が議会に諮って決定をするというやり方である。ここで現職の報酬を充てていくというのは、対等合併として同じ町の行政運営に関わる議員として区別するのはおかしいと私は思うので、そのこの辺りは食い違いがある。現状でいくというのはちょっとおかしいのではないかと思う。

伊藤隆茂：議員報酬については、各町村で審議会ができておりそれに基づき、その結論を持って議会にかけるとというのが従来からのやり方だと思う。いずれ合併をしたら新町において新しい審議会というものも設置されるであろうし、その答申に基づいて我々は行動すべきで、今ここで私たち自身の報酬を論議するのは時期早々ではないかと思う。お話のあったことは参考として承るが、ここでこれに対してどうこうということは言えないと思うし、いずれ審議会の答申を待って、新町の議員の報酬は自ずと決まってくるというふうと思う。

議長：報酬も含め他にご協議したいことはないか問う。

議長：午後5時21分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後5時25分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

井上敏雄：報酬の件について、自分の意見を述べる。議員定数20人という意見の中には、報酬を上げて20人という話しもあったし、これが全町1区ということになると、広い面積、活動範囲が広がると思う。そうすると議員に専従できるだけの報酬が必要であると思うので、やはり20人にして、報酬を上げると、そのことによって全町を駆け回った議員活動ができるということを望む。

議長：午後5時27分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後5時30分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：他に協議することがなければ本日の会議を閉じることにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め。

誠に極めて重要な会を皆さまに長い間ご審議いただき、本日も遅くまでご検討いただき、感謝申し上げます。随分多くの方に傍聴していただいたことにも感謝申し上げます。誠に会議の運び方が未熟な委員長であったために、皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけし、さらには合併協議会、親会に対してまで大変なご迷惑をかけ、住民にもご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げ、また委員の皆さまに大変ご

協力いただいたことを心からお礼申し上げ、閉会を宣告する。

【5 閉会 午後5時32分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 25年 12月 9日

議長(委員長) 黒石利武

署名委員 伊東尚毅

署名委員 細川治雄